

野田市高齢者等肺炎球菌感染症予防接種実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月27日

野田市長 鈴木 有

## 野田市告示第59号

### 野田市高齢者等肺炎球菌感染症予防接種実施要綱の一部を改正する 告示

野田市高齢者等肺炎球菌感染症予防接種実施要綱（平成26年野田市告示第194号）の一部を次のように改正する。

第4条中「2,000円」を「6,000円」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この告示による改正後の野田市高齢者等肺炎球菌感染症予防接種実施要綱第4条の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に実施する高齢者等に対する肺炎球菌感染症予防接種について適用し、施行日前に実施された高齢者等に対する肺炎球菌感染症予防接種については、なお従前の例による。